



# 青 森 県 報

第二千六十八号

平成十四年九月二日(月曜日)

平成十四年九月二日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第六十四号

青森県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年十一月青森県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表林業生産高度化資金の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次のように加える。

四 木材安定供給促進資金(農林水産大臣が定める基準に基づき、森林所有者等(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の七に規定する森林所有者等をいう。以下、その権原に基づき管理を

立木の取得に要する経費の百分の八十に相当する額) 五年以内(据置期間一年以内を含む)。

## 目 次

### 規 則

青森県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営改善課) …… 一

技能検定試験の施行……………(労政・能力開発課) …… 二

青森県林業改善資金貸付基準の一部改正……………(団体経営改善課) …… 三

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) …… 三

### 公 告

青森県地方労働委員会第三十九期委員の推薦……………(労政・能力開発課) …… 六

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の退任……………(中)地方農林水産事務所 …… 七

右 同……………(三)地方農林水産事務所 …… 七

## 規 則

青森県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

第二条第一項の表新林業部門導入資金の項中、「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を削り、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。第十二条第一項中、「被害森林整備資金」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十号

平成十四年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十四年九月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

2 一級及び二級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、酒造(清酒製造作

業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(改質アスファルトシート工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

3 三級

機械検査(機械検査作業)、配管(建築配管作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

4 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂接着剤注入施工(エポキシ樹脂注入工事作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

二 実施期日

1 実技試験は、平成十四年十一月二十九日(金)から平成十五年二月二十三日(日)までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成十五年二月二日(日) 午前十時に実施する職種

- (1) 一級及び二級
  - 機械検査、婦人子供服製造、紳士服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工
- (2) 三級
  - 機械検査、配管

(二) 平成十五年二月九日(日) 午前十時に実施する職種

- (1) 一級及び二級
  - 農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、酒造、建築大工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、塗装
- (2) 単一等級
  - 樹脂接着剤注入施工

(三) 平成十五年二月九日(日) 午後一時十五分に実施する職種

- (1) 特級
  - 機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電

気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、パン製造、コンクリート圧送施工

単一等級

バルコニー施工

(四) 平成十五年二月十六日(日)午前十時に実施する職種

(1) 一級及び二級

半導体製品製造、和裁、電気製図

(2) 三級

電気製図

(3) 単一等級

電子回路接続、枠組壁建築

(五) 平成十五年二月十六日(日)午後一時十五分に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械保全

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。

青森市

弘前市

十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十四年十月一日(火)から同月十一日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に交付する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工観光労働部労政・能力開発課

(電話〇一七 七三四 九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七

七三八 五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第四百十一号

青森県林業改善資金貸付基準(昭和五十一年十二月二十五日青森県告示第九百八十三号)の一部を次のように改正する。

平成十四年九月二日

青森県知事 木 村 守 男

第一の表の団地間伐促進資金の項中、「資本の額又は出資の総額が千円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る」の下に、「以下同じ」を加え、同表の被害森林整備資金の項を削り、同表の施業受委託促進資金の項の次に次のように加える。

木材安定供給促進資金	個人である森林所有者、個人である森林経営の委託を受けた者、個人である森林所有者の協業体、素材生産業者、素材生産業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林経営を営む会社、財団法人青い森振興公社、造林事業を行う市町村、造林事業を行う財産区及び造林事業を行う地方公共団体の一部事務組合
------------	--

第一の表の技術導入資金及び地域技術導入資金の項中「林業を営む会社」の下に「(資本の額又は出資の総額が千円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。以下同じ。)」を加える。

青森県告示第四百十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十四年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十四年九月二日

青森県知事 木 村 守 男

岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在
"	"	土砂流出防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	水源かん養保安林	保 安 林 種
七・四〇	三〇七・六五	一六二・五一	一四〇・二四	九四七・八八	六六〇・三七	六一四・三七	一九・五七	六三・〇九	七四・四九	五九九・六六	二五四・七一	六七七・〇二	五五二・四八	一、一〇六・〇三	六五・三六	一七六・九八	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

" 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川
"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・二〇	六・二〇	六・一四	〇・〇四	九六・一七	九六・四〇	一・一四	六八・五一	二二・四四	一四二・三四	一四九・三八	一八・一〇	一〇六・三四	四〇・六八

六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	金木町	鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市	木造町	車力村	森田村	岩崎村	深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町	三沢市	横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃
三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	三・二八	一五・八八	〇・〇二	五五・七〇	六九・二〇	〇・八二	〇・六〇	〇・八〇	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇

上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	七戸町	上北郡東北町	脇野沢村	川内町	下北郡大間町	平内町	東津軽郡三厩村	青森市	北津軽郡中里町	上北郡百石町	十和田市	三沢市	上北町	七戸町	横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四八・二八	三・二六	二・七四	二・九四	〇・三八	五・〇二	二五・九四	三・六〇	〇・九〇	〇・〇八	一・七六	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇

三戸郡階上町	〃	三・九四
〃 三戸町	〃	六・八六
〃 福地村	〃	八・八六
津軽地区	保健保安林	一五五・五八
南部地区	〃	八八・三六

**公 告**

青森県地方労働委員会第三十九期委員の推薦

青森県地方労働委員会第三十八期委員の任期が平成十四年十一月一日で満了となるので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、平成十四年十一月二日に第三十九期委員を任命することになったから、次の一に掲げる要件を具備する使用者団体及び労働組合は、それぞれ使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）の候補者を、次の二から四までにより推薦されたい。

平成十四年九月二日

青森県知事 木 村 守 男

一 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

1 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱つことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体とする。

2 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の

青森県地方労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成十四年九月九日から同年十月四日まで

四 推薦方法

候補者推薦書（第一号様式）及び候補者調書（第二号様式）を所定の期日までに青森県商工観光労働部労政・能力開発課に提出すること。ただし、労働者委員の候補者を推薦する労働組合においては、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県地方労働委員会の証明書を添付すること（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。）。

（第一号様式）

青森県地方労働委員会  
使用者 委員候補者推薦書  
労働者

年 月 日

青森県知事 木 村 守 男 殿

推薦団体 住所 名称及び代表者氏名  
印

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県地方労働委員会の使用者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属	住所
氏名	年齢	会社名	住所
氏名	年齢	労働組合	住所

(第2号様式)

候 補 者 調 書

- 1 氏名及び生年月日
- 2 本 籍
- 3 現 住 所
- 4 学 歴 (主な学歴を年月日を付して記入すること。)
- 5 職 歴 (主な職歴を年月日を付して記入すること。)
- 6 労働関係の略歴 (年月日の順に記入すること。)

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、長瀬堰土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年九月二日

中南地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任 の 年 月 日
理事	斎藤 清治	中津軽郡岩木町大字一町田字早稲田二〇	平成十四・五・三

土地改良区 の 役員 の 退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定

により公告する。

平成十四年九月二日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任 の 年 月 日
監事	豊川 幸夫	三戸郡三戸町大字六日町二九	平成十四・六・六

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭